

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針が示される
～緊急対策の具体的取組及び検討内容が明らかに～ …………… 1
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、併せて平成 28 年 4 月 1 日から施行される
主な内容等が通知される …………… 3

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の 対応方針が示される～緊急対策の具体的取組及び検討内容が明らかに～

平成 28 年 4 月 7 日、厚生労働省は通知「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」を都道府県・指定都市・中核市宛に発出しました。

本通知は、本ニュースNo.15-29 でお知らせした「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成 28 年 3 月 28 日）」（以下「緊急対策」）について、市区町村で積極的かつ早急に取り組みが図られるよう対応方針が示されたものです。

今回示された具体的内容及び検討の方向性・予定について、以下抜粋してお知らせいたします。全文は別添をご参照ください。

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（抜粋）

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化

1. ～4. 略

5. 保育コンシェルジュの設置促進

夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1 か所あたり年額）1,873 千円加算する予定である。

「基本型」：現行基準額 7,066 千円 → 改正後基準額 8,939 千円

「特定型」：現行基準額 2,722 千円 → 改正後基準額 4,595 千円

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 略

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

「認可化移行運営費支援事業」について、新たに、認可化移行期限（5年間）を緩和し、

移行計画を作成した地方単独保育施設への運営費の一部支援（地方単独補助事業に上乗せして児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助となる見込みを行い、結果として利用者の保育料軽減につなげるとともに、改修費の補助を行う。

3. 略

4. 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

利用調整や連携施設の設定への努力にも関わらず、卒園児の入所先が決まらない場合においては、例外的に小規模保育事業等で3歳以降の継続入所を可能とする仕組みが講じられていることから、当該措置の活用も考慮いただきたい。

その際、3歳未満児の受け入れ枠が確保されるよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員超過の受け入れも積極的に活用いただきたい。具体的には、小規模保育事業（A型、B型）における定員は19人以下となっているが、定員弾力化により、22人までの受け入れを可能とする予定である。

5. 略

6. 定員超過入所の柔軟な実施

連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、3年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、その期限延長（現時点では「連続する過去の2年度間」を「連続する過去の5年度間」とする方向で検討）を行う予定である。

また、この措置は、現在待機児童が必ずしも多くない地域においても、待機児童対策として効果を有するものであることに鑑み、地域を限定せず行う予定であり、市区町村においても、施設が柔軟に定員超過の取組が行えるよう配慮願いたい。（留意事項通知を改正予定。）

7. ～13. 略

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である21,200千円から42,400千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

また、定期借地権契約により土地を確保する場合については、「定期借地権設定のための一時金の加算支援（仮称）」を新たに設定し、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の2分の1相当額を補助することとするので、積極的に活用いただきたい。

② 小学校の空き教室等の活用

小学校の空き教室、公営住宅、公民館、公有地等地域の余裕スペースを活用した保育所等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準3,100千円から13,494千円、都市部3,400千円から14,844千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など地域のイ

ンフラ（空き家、空き教室など）を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1施設当たりの基準額を32,000千円とするので、積極的に活用いただきたい。

② 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金で実施している各種改修費等支援事業について、「保育所等改修費等支援事業（仮称）」に一本化するとともに、現行の基準額を以下のとおり引き上げることとする。なお、本事業においては、対象経費として賃料も含まれていることに留意いただき、積極的に活用いただきたい。

「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」

現行基準額 27,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「小規模保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「認可化移行改修費等支援事業」

現行基準額 32,000千円 → 改正後基準額 同額

「家庭的保育改修費等支援事業」（保育所の場合）

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

IV 既存事業の拡充・強化

1. 略

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単価設定しているものを、概ね3分の1として単価設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

訪問型についても、同様に国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

3. ～4. 略

V 略

文中、下線等全保協事務局記載

社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、併せて平成28年4月1日から施行される主要内容等が通知される

社会福祉法等の一部を改正する法律の成立については、本ニュースNo.16-02でお知らせしたところです。平成28年3月31日付けで、同法の公布について通知（社援発0331第40号）されるとともに、本法律に係る平成28年4月1日から施行される主要内容等についても、併せて通知（社援発0331第41号）されました。

別添の通りお送りいたしますので、ご参照ください。